２０１４年９月９日

大阪府知事　松井　一郎　様

大阪府職員労働組合 　　 　　　　　　　　　　　　　　　　 　　執行委員長　有田 洋明 　　 　　　　　　　　　　　　　　　　女性部長　 森　かすみ

女性部要求書

 私たちは、６月２６日に第６０回女性部定期大会を開催し、下記の要求書を決定しました。いずれも切実な要求であり、誠意ある回答を求めます。

記

１．労働条件にかかわる要求

 (１)賃金について

①　府職労本部及び府労組連要求に基づき誠意ある回答を行うこと。

　②　他事考慮による評価に結び付き、女性に不利益を生みやすい相対評価にもとづく給与反映は撤回すること。

（２）労働時間について

　①　1日の勤務時間を拘束8時間（実働7時間、週35時間）とする勤務時間の改正を行うこと。時短実施に伴い行われた二部勤制の導入は中止すること。

②　 保育休暇を１５分復活し、小学１年生まで拡充すること。

③ 　恒常的残業・長時間労働をなくすこと。時間外労働について、男女共通の上限規制を行い、一日２時間、週５時間、年１２０時間とすること。深夜・休日労働は原則禁止すること。特に、女性の場合、母性保護の立場から、時間外・深夜・休日労働を規制すること。労働基準法「女性保護規定」廃止に伴う労働条件の改悪は行わないこと。厚生労働省通達に基づきサービス残業を根絶する適切な措置を講ずること。

　　　　　育児・介護を行う職員の対象範囲を拡大し、時間外労働や夜勤の免除を請求した時は法令に基づいた対応を行うこと。

（３）　通勤時間や通勤距離など職員を退職に追い込むような勤務条件の改悪は行わないこと。

（４） 　更衣室・休養室について、職場ごともしくは建物の階ごとに設置し、設置済みのものについては洗面設備や空調設備、室内美化について改善整備するなど労働環境の改善を図ること。

（５）　仕事と家庭を両立できるように、通勤経路・母性保護・保育や介護要件・本人や家族の健康状態などの観点から、通勤時間や小学校低学年の子をもつ職員に対しての配慮など勤務条件の改善を図ること。

 (６)　視覚障がいをもつ職員の労働条件については、①健康診断（手指検査・問診・アンケート等）やチャレンジシート等プライバシーに関する調査については、本人が提出しやすい手段で対応②交換機の機種やパソコンの設置は、統一した機種にして、本人研修も入れ配備③パソコン基礎研修については希望を尊重④検診や精密検査の付き添い者については、出張扱い⑤所属において障がい者担当を位置づける⑥希望者だけでなく全員に、給与明細書、源泉徴収票、は点字で配布する⑦中途障がい者の訓練に関わる研修の有給保障などを必要と考えるので、労働条件の向上をはかること。

２．妊娠・出産・育児・看護等に関わる要求

（１） 妊婦の勤務時間短縮（１時間）を行うこと。

（２） 妊婦健診については、１日単位にすること。

（３） 家庭的責任が果たすことができるように生理休暇、妊婦の時差通勤、妊婦の業務軽減、育児時間、保育特休等母性を守る権利が完全に行使できるようにすること。

（４） 産休・育休の代替、特に1年以上の育休の代替は正規職員で確保するなど女性が安心して産・育休が取れるように労働条件の改善を図ること。

（５）　産後休暇を１０週に延長し、通算１８週（現行１６週）とすること。当面特別産前産後休暇を復活させること。流産休暇については、特別休暇とすること。

（６） 育児休業制度について

① 育児休業は全期間有給（最低６８％）とし、当面育児休業中の1歳半までは育児休業手当を最低５０％保障すること。共済組合法改定による育児休業手当給付の上限規制は当局責任で保障すること。

②　育児休業を取得したことによって昇給等に不利益が生じないようにすること。

1. 「育児のための短時間勤務制度」を取得するにあたっては、不利益となる事項を改善すること。
2. 部分休業を有給とすること。期間を小学１年生まで拡充すること。
3. 育児休業の対象に特別養子縁組の試験養育期間（約６ヶ月）を認めること。

（７） 育児時間について

① 育児時間を２時間とし、期間の延長をはかること。

② 育児時間取得者は夜勤業務に従事させないなど労働条件を悪化させないこと。

（８）　看護休暇は、１子につき５日とすること。

（９）乳幼児及び学童が学校保健法等に定められた伝染病に感染し、学校・保育所にいけない期間について、特別休暇とすること。

(10) 介護休暇・介護欠勤制度について

①　介護休暇・介護欠勤制度の有給取り扱い（当面、介護休暇の全期間、介護休暇手当金の給付）、期間延長（介護休暇を歴年とすること）、手続きの簡素化、実態に応じた断続的取得、代替要員の正職員での確保等、労働条件の改善を行うこと。

②　介護休暇を取得したことによって昇給延伸はしないこと。当面、復帰後に復元措置を行うこと。

(11) 病気休暇について

①　病気休暇については、診断書提出の義務化をやめるなど労働条件の改善をはかること。

②　病気休暇は取得を抑制せず、取ったことにより昇給延伸はしないこと。1か月以上の病気休暇者があるときは、非常勤予算をつけるなど労働条件の改善をはかること

(12) 中高齢者については、本人の状況に配慮して夜勤・宿直を軽減するなど勤務労働条件の改善をはかること。

(13)　夏期休暇の増、服喪休暇などの特別休暇の拡充及びリフレッシュ休暇を復活すること。

３．健康管理に関わる要求

(1) 女性検診について

①　2年に1度ではなく毎年受診できるようにすること。また、経過観察を指示された職員については検診対象以外の年でも　受診の対象とすること。

②５５セルフドッグの服務については年休対応ではなく、職免とすること

③　年齢制限をなくし、希望者全員が受診できるようにすること。

1. 職場・居住地から近いところで検診が受けられるようにすること。

⑤　体がん検診や卵巣がん検診をいれるなど検診の精度・内容の充実や乳がんの早期発見につながる自己検診法の啓

発をおこなうなど、女性職員の健康管理を充実させること

(2) ＶＤＴ労働について

① ＩＴ化に伴う職場環境の整備と安全衛生対策を講じること。

② 妊産婦については、ＶＤＴ労働を軽減するなど、労働条件の改善をはかること。

(3)　敷地内禁煙にともない禁煙支援を行うなど職員の健康管理につとめること。

(4) 更年期障がい対策について

①　更年期障がいなども取得がしやすいよう に休暇制度を整備すること。

②　予防をはじめとした啓発活動（骨粗鬆症を含）及び相談活動（メンタルヘルスを含）を強化し、骨量検査を無料で行うなど健康管理に努めること。

③ 実態を把握し、本人の要求に基づいて通勤緩和、業務軽減、通院保障など健康管理に努めること。

(5)　メンタルヘルス対策を充実すること。メンタル不全防止に向け職場環境を整備すること。職場復帰にかかわっては、それぞれの職場での受け入れ体制の具体化、研修等を行うなどメンタルヘルス対策を充実させること。

２０１４年　９月　９日

大阪府知事　松井　一郎　様

大阪府職員労働組合

 　　 　　　　執行委員長　有田　洋明

 　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　女性部長　森　かすみ

女性部要望書

私たちは、６月２６日に第６０回女性部定期大会を開催し、下記の要望書を決定しました。いずれも切実な要望であり、誠意ある対応を求めます。

記

1. 非正規職員の生理休暇・子どもの看護休暇・育児休業などの権利については、正規職員と均等待遇にすること。

２．「ド－ンセンタ－（女性総合センタ－：H23年４月から大阪府男女共同参画・青少年センター）」の機能の縮小・財団の自立化を撤回し、これまで蓄積された経験や知識を継承発展させ、大阪府の男女平等行政を推進すること。

３．男女共同参画に関わる予算の大幅削減や女性の社会参画に必要な育児や介護などの事業の廃止や削減を撤回すること。

４．　男女共同参画推進条例や「男女共同参画プラン」を形骸化せず、実効性をもたすこと。大阪府男女共同参画条例の適用にあたっては、２００１年３月２８日提出の府職労婦人部の要望書及び府民の意見を踏まえ、実効あるものにしていくこと。プランの具体化には、女性部の意見を反映させること。府民参加組織である男女共同参画推進連絡会議の機能を回復し、府民の意見を重視すること

５． 働く権利を守るため育児休業法、介護休業法の有給化等改善を国に働きかけること。

６．「総務サービス整備事業（ＳＳＣ）」については、制度の変更等を改定し、職員に正しく知らされるよう

機敏に対応すること。また、制度についてはわかりやすく表示をすること

７．男女平等・婦人の地位向上にかかわる要求

（１）「均等法」の主旨に基づき、採用・昇任・昇格・配置・研修などで男女差別は行わないこと。

（２）　セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントについては、事案が発生した時には組合もいれた第三者委員会を設置して　検討すること。

（３）「男女差別苦情処理委員会」を設置し、必ず女性部の代表を複数入れること。また、苦情申し立てを理由に不利益扱いしないこと。

８．　大阪府次世代育成支援推進対策特定事業主行動計画実施に当たっては、女性部の意見を反映させること。

９．府立５病院は、直営に戻すこと。公的医療を守り拡充する立場から、補助金をカットせず大幅に引き上げること。設置者として法人職員の賃金・労働条件の改善を指導すること。

夜勤は３人以上月６日以内とし、二交替制は導入しないこと。臨時任用看護職員制度を廃止し、調整定数を復活し、臨時任用看護職員を正職員化すること。産休等代替職員は正規職員を配置すること。